

# 郵送による申請に必要な書類

下記の1~4を送付してください ※5~7は必要な場合に限りです

<b>1. 税関係証明書交付申請書</b>		お手持ちの用紙や便せんに必要な事項を記入したもので結構です	
<b>2. 本人確認書類の写し</b> ※裏書がある場合は、その面の写しも必要（マイナンバーカードは住所が記載されている表面のみ）		以下のいずれかの書類（顔写真付きでないものは2点以上必要） □マイナンバーカード □運転免許証 □身体障害者手帳 □在留カード など	
		□現住所の記載があること	
		□有効期限の定めのあるものは、有効期限内であること	
<b>3. 手数料【 円】</b>		種類	手数料
※郵便局で <u>定額小為替</u> をお求めください		□所得などの証明	350円
※指定受取人欄は記載不要です		□納税証明	350円
※定額小為替以外はお取扱いきません		□固定資産証明	350円
			年度、個人ごと
			年度、税目、納税義務者ごと
			年度、土地、家屋、償却資産、所有者ごと ※共有名義は別所有者
<b>4. 返信用封筒</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>切手を貼付し、申請者住所・氏名を記入してください</li> <li>個人情報保護のため、返信先は申請者に限ります。ただし、委任状により申請する場合は、委任者への送付も可能です</li> <li>お急ぎの場合は、速達料金分を含めた切手を貼付ください</li> </ul>	
必要な場合のみ添付	<b>5. 相続関係が確認できる書類の写し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者との相続関係が分かる戸籍謄本などの写し</li> <li>税務課に届出済の相続人代表者が申請する場合は不要です</li> </ul>	
	<b>6. 住所の履歴が確認できる書類の写し</b>	上越市から転出後、さらに引っ越している場合は、住所の履歴が確認できる書類（住民票・マイナンバーカード等）の写しが必要です（例：上越市→新潟市①→新潟市②）	
	<b>7. 本人が申請できない場合</b>	上越市外にお住まいの方で、「同一世帯の親族」の証明書を申請する場合は、同一世帯と分かる書類（住民票）または必要な方の本人確認書類（現住所が確認できること）の写しが必要です	
≪注意事項≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>書類に不備がある場合、連絡することがあります。必ず電話番号をお書きください</li> <li>郵送申請は、日数に余裕をもって申請してください</li> </ul>			

≪所得・課税証明について、よくある質問≫

年度と所得の関係	令和6年度の証明→令和5年中（1/1～12/31）の所得内容を記載 令和5年度の証明→令和4年中（1/1～12/31）の所得内容を記載
申請先	毎年1月1日現在の住所地の市町村で発行します 令和6年度の証明→令和6年1月1日にお住まいの市町村
新年度分の交付可能日	5月中旬から発行できる人 特別徴収（給与天引により市・県民税を納付）のみの方 6月中旬から発行できる人 上記以外の方
申請先の例外	住民登録地と異なる市町村（居住地）で課税されている場合は住所地の市町村では証明発行できません。居住地の住民税担当課へお問い合わせください

≪郵送先≫ 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市役所 税務課 証明担当